# 防火管理講習会を開催します





■問い合わせ 消防本部予防課 420-2125

### 「防火管理」とは?

火災の発生を未然に防ぎ、火災が発生した場合でもその被害を最小限にとどめるため、必要な 対策を事前に計画し実行することです。「自らの生命、身体、財産は自らが守る」ことが防火管 理の原則です。



#### 【■ 「防火管理者」が必要な建物

消防法施行令により、次の建物では「防火管理者」を定める必要があります。

- ▶老人ホーム、障害児入所施設などの建物で、従業員、利用者が合計10人を超えるもの
- ▶病院、百貨店、飲食店などの建物で、従業員、利用者が合計30人を超えるもの
- ▶共同住宅、事務所、工場などで勤務または居住する人数が50人を超えるもの



#### 🏮 防火管理ができていないと

2001年9月東京都新宿区で発生した雑居ビル火災では、避難経路がふさがれて しまっていたことで、44人の尊い命が奪われてしまいました。日頃の点検や管 理を怠ると、逃げ遅れや被害の拡大につながる恐れがあります。防火管理者を選 任して被害の拡大を防ぎましょう。



- ○火災発生時の避難ルートの把握や、適切な初期消 火の実施のために、定期的な消防訓練を実施しま
- ○火災の早期発見のために、自動火災報知設備、住 宅用火災警報器を定期的に点検しましょう



#### 甲種防火管理新規講習

防火管理者になるために必要な講習で す。新しく防火管理者になる予定のあ る方は、受講をお願いします。

とき 6月20日(木)・21日(金)、 午前10時~午後4時(2日間)

ところ 消防本部

(大字新曽1875番地の1)

対象・定員 市内在住・在勤者、32人

受講料 一般:4,500円

(戸田市防火安全協会員:4,000円)

申 込 5月20日(月)~24日(金)午前9 時~午後4時30分に受講料、写 真2枚(35mm×25mm)を消防 本部5階予防課まで持参で

※電話、ウェブ申し込み不可。先着順

# 市民税についてのお知らせ



問い合わせ 市民税課(定額減税、森林環境税:内線220/税証明書、軽自動車税:内線208)

#### ● 定額減税を実施します

納税者や配偶者を含めた扶養親族1人につき、次のとおり実施します。

※令和5年の合計所得金額が1,805万円を超える方は対象外です。令和5年の合計所得金額が1,000万円を超える方で、配偶者(合 計所得金額48万円以下)を有する場合、配偶者分は、令和7年度分の個人市民税・県民税から1万円が減税されます



4	<b>减</b> 稅額		個人巾氏祝・県氏祝(1人1万円)	所侍祝(1人3万円)	
'n	咸 (給与から天	与所得者 引きされている方)	6月分徴収(天引き)せず ※減税後の年税額を7月分以降、11カ月で均等徴収	6月給与等支給時の源泉徴収額から ※引ききれない分は7月以降順次	
(	7)	業所得者 を払っている方)	第1期(6月末納期限)分から ※引ききれない分は第2期(8月末納期限)以降順次	原則、令和6年分の所得税の確定申告時	
	期 年	金所得者 引きされている方)	10月年金支給時の徴収(天引き)分から ※引ききれない分は12月年金支給時以降順次	6月年金支給時の源泉徴収額から ※引ききれない分は8月年金支給時以降順次	

#### ▶ 森林環境税(国税)が導入されます

令和6年度から、個人市民税・県民税の均等割と合わせて、1人年額1,000円の「森林環境税(国税)」が課税されます。森林 環境税は、国から「森林環境譲与税」として各自治体に交付され、森林整備やその促進に使われます。なお、東日本大震災の 復興財源としての均等割1,000円の引き上げ措置が令和5年度で終了したため、税負担は変わりません。

#### 課税証明書などの発行開始日

令和6年度の個人市民税・県民税の課税証明書、非課税証明書および所得証明書の 発行開始日は、次のとおりです。

	対象	証明書の発行開始日	
1	全額給与からの天引きで納める方	5月22日(水)	
2	①に扶養されている方 ※収入がある方や申告をした方は6月5日(水)になる場合があります	から	
3	①、②以外の方 (納付書で納める方や口座振替の方、年金からの天引きで納める方など)	6月5日(水) から	

※マイナンバーカードを使ったインターネット申請(スマート申請)やコンビニエンススト アなどでの証明書の発行は6月5日(水)から

#### 軽自動車をお持ちの方へ

### 軽自動車税(種別割)の課税



軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在 の所有者に課税されます。5月1日(水)に、 令和6年度の納税通知書を発送します。 身体障害者などの方のために利用する軽自

申込▶5月31日(金)まで

動車などは、減免制度\*があります。

※障害の区分、程度など要件あり。昨年度の 減免者には、申請書(継続用)を送付。毎年 要申請